第三章　生態系維持回復事業

（国立公園における生態系維持回復事業の確認）

第十五条の四　地方公共団体が、法第三十九条第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。

一　（略）

二　その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ～ホ　（略）

へ　イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

第三章の二　質の高い自然体験活動の促進のための措置

（国立公園又は国定公園における協議会の公表）

第十五条の十　第九条の二の規定は、法第四十二条の二第三項又は第四十二条の三第三項において準用する法第十六条の二第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第九条の二第一項第一号中「法第十六条の二第一項に規定する協議会をいう。第九条の四及び九条の六において同じ」とあるのは「法第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項に規定する協議会をいう。第十五条の十二及び第十五条の十四において同じ」と、第九条の二第一項第二号中「利用拠点区域」とあるのは「国立公園又は国定公園の区域」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定の申請）

第十五条の十一　法第四十二条の四第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、様式第三による申請書を、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一　計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二　法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

三　法第三十三条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第十条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3　環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げるもののほか、法第四十二条の四第三項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が法第四十二条の四第三項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

4　認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

（自然体験活動促進計画の記載事項）

第十五条の十二　自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

第三章　生態系維持回復事業

（国立公園における生態系維持回復事業の確認）

第十五条の四　地方公共団体が、法第三十九条第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。

一　（略）

二　その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ～ホ　（略）

へ　前各号に掲げる事業に必要な調査等

（新設）

（新設）

（新設）